

平成25年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成25年2月26日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議会の監査請求に基づく監査結果報告について
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 議案第2号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第3号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第4号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第5号 瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第7号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 瑞穂市水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 瑞穂市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第26 議案第21号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第22号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第23号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第29 議案第24号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第25号 平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第26号 平成25年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第32号 平成25年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第38 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第39 発委第1号 瑞穂市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 発委第2号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 発委第3号 瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第42 発委第4号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示について
- 日程第43 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第43までの各事件

追加日程第1 議案第34号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案第35号 和解及び損害賠償の額の決定について

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○ 本日の会議に欠席した議員（なし）

○ 欠員（１名）

○ 本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都市整備部長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環境水道部長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
代表監査委員	井 上 和 子	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治

○ 本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	伊 藤 巧
書 記	今 木 浩 靖		

開会及び開議の宣告

- 議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

また、傍聴においでいただきました方々、早朝からまことに御苦労さまでございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（藤橋礼治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、議席番号15番 広瀬時男君と16番 小川勝範君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

- 議長（藤橋礼治君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月15日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月15日までの18日間に決定をしました。
-

日程第 3 諸般の報告

- 議長（藤橋礼治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

7 件報告します。

まず 5 件について、議会事務局長より報告をさせます。

- 議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして、5 件報告します。

まず 1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成24年10月分、11月分及び12月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第199条第 5 項の規定による随時監査の結果報告 2 件を同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。

まず 1 つ目として、監査は10月29日から11月15日まで行われ、9月7日に実施した生涯学習課の定期監査の際に疑義が生じた平成24年度に予定されている生津ふれあい広場整備工事 ― 以下「整備工事」といいます ― に先立ち施工されている生津ふれあい広場築山撤去・市内公園埋立工事 ― 以下「その1工事」と言わせていただきます ― 及び定期監査実施後に契約されました生津ふれあい広場築山撤去その2工事 ― これについては「その2工事」と言わせていただきます ― に関する事務の執行について監査を実施されました。その結果、意見として、計画性については、今回、監査に至る誤解を招いたのは計画性が不十分ということに尽きる。

一般に公共工事の契約締結に際しては、設計図書に疑義が生じないように、できる限り綿密に工事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであると言われる。しかし、現実問題として設計図書と工事現場の施工条件の実際とが一致しない場合や、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じることがあり、これを条件変更と言っている。また、契約締結後においても各種の事情によって計画を変更する必要性が生じたり、変更せざるを得ないような事態が生じることがあり、これを計画変更と言っている。

変更契約になる場合は、この条件変更、もしくは計画変更による変更であれば十分説得力を持つと思われる。しかし、今回の埋め立ての変更、特にその2工事の埋立先の変更は、変更理由として妥当とは判断しがたい。

そもそも当初の計画、または設計が綿密であれば、分離発注などすることもなく、整備工事として一体で施工すれば問題はなかったものと考えてるので、今後は庁舎内の連携をとって綿密な計画を立てていただきたい。

現在、市の予算は、1．まず議会に予算確保をお願いして、2．議決されたら詳細に設計して実施するという積算根拠の曖昧な事業が見受けられる。生津ふれあい広場整備事業については、議会での質疑・答弁からして明らかである。今後もこのような手法が続けば、いずれ税金の無駄遣いとなることが危惧されるので、計画に基づき積算した予算となるようにされたい。

また、生津ふれあい広場整備事業は平成24年度の主要事業であるので、議会においては議会基本条例第8条の規定に基づく審議がなされているものと理解するが、現在の財政状況を鑑み、今後の事業についてはさらなる慎重審議をお願いしたい。

次に2つ目として、10月29日から11月21日まで瑞穂市ピースメッセンジャー事業の広島派遣に関する事務の執行について監査を実施されました。その結果、意見として、旅費・費用弁償について、広島派遣に伴う職員の旅費及び引率教員の費用弁償について支払われている者と支払われていない者があり、統一性がない。派遣業務を業者に委託した場合の旅費及び費用弁償のあり方を検討いただきたい。また、今回支給されている旅費は、ピースメッセンジャー事業の予算からではない。これでは費用対効果が検証できないと考えるので、今後は適正に処理さ

りたい。

同行する職員について、限られた担当課職員のうちで多くの者に経験させるのには限界がある。平成23年度の包括外部監査の結果報告書98ページにある中学校校外活動補助金の記載は、この事業の参考になると考えるので一度御検討いただきたい。

今後については、今回初めての実施ということで、契約事務を初めとして不手際が目立った。先進地である神奈川県逗子市の取り組みをよく調べておくべきであったと考える。また、財政状況を考えると、１．２泊３日で実施する必要があったのか、２．この事業にふさわしい視察先であったのか、３．広島への交通手段として新幹線を利用しているが、バスでは無理だったのかと疑問を感じる。この事業は広島と長崎を交互に訪問して毎年実施されるものであり、今回の評価・反省を生かすことはもちろん、常に見直しをされ、最少の経費で、市長が述べられている大きな成果である「平和を希求する市」となるよう事業を推進していただきたいとの報告でした。

３件目は、地方自治法第252条の37第１項の規定による包括外部監査の報告を同条第５項の規定により、包括外部監査人から受けております。監査は、平成24年４月１日から平成25年２月21日までの間に契約 ―― この契約は入札執行状況を含んでおります ―― について行われ、原則として平成23年度を対象とした。ただし、必要と認めた範囲において平成22年度以前の各年度及び平成24年度の執行分についても対象とした。監査結果報告については、お手元に配付しておりますとおりですので御確認ください。

４件目は、市議会議長会関係の報告です。平成25年２月１日に第269回岐阜県市議会議長会議が海津市で開催され、議長、副議長と私の３人が出席しました。会議では、平成24年７月６日から平成25年１月31日までの会務報告の後、平成25年度予算を定める議案など８議案が審議され、いずれも可決されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、７月に岐阜市で開催される予定でございます。

５件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。平成25年２月19日に同組合の平成25年第１回定例会が開催されました。提出されたのは、平成24年度補正予算、平成25年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成25年度当初予算の３件でした。

平成25年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成23年度ベースから平成24年度ベースに改める内容でございます。

平成25年度予算については総額が23億6,340万3,000円となり、平成24年度当初予算と比較すると８億5,017万8,000円、率にして56.2%の増となります。歳入の主なものとして、新たに国庫支出金のごみ処理施設建設補助金が２億9,446万4,000円、施設整備基金繰入金を４億1,000万円増額するものがあり、歳出の主なものは、衛生費の施設建設費で最終処分場建設工事として工事請負費９億2,278万円の計上がありました。

当市の平成25年度負担金は2億4,119万3,000円で、平成24年度に比べて726万1,000円、3.1%ほどふえており、全体の約21.6%を占めています。

これら3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。以上でございます。

- 議長（藤橋礼治君） 6件目は、平成25年第1回もとす広域連合議会定例会について、広瀬武雄君から報告をお願いします。

7番 広瀬武雄君。

- 7番（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、平成25年第1回もとす広域連合議会定例会につきまして、広域連合議員を代表いたしまして御報告させていただきます。

第1回定例会は、2月13日から21日まで、9日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出されました議案は11件で、内訳といたしましては、条例を制定する議案が3件、条例の一部改正を行う議案が2件、平成24年度の補正予算3件、平成25年度の当初予算3件でございました。

条例の制定については、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定するものと、療育医療施設幼児療育センターを児童福祉法に基づく発達支援事業として位置づけるため条例を制定するものでございました。

条例の一部改正については、平成25年度より健康管理医及び会計事務嘱託員を新たに非常勤の特別職職員として設置するために条例の改正をするものと、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例を改正するものであります。

平成25年度当初予算については、3会計の合計が74億3,494万7,000円となりました。これは平成24年度当初予算の3会計の合計に比べまして、金額で2億2,560万8,000円の増額、率にいたしますと3.1%の増となっております。

当初予算の概要のうち主な部分を申し上げますと、一般会計では総額で4億4,331万3,000円となりました。平成24年度当初予算と比較しますと1,387万8,000円、率にいたしまして3.1%増でございます。主なものとしましては、衛生費のし尿処理費で施設長寿命化計画に伴う大規模修繕として、西棟建屋の外壁塗装及び屋上の防水修繕が昨年より5,000万円の増額となっております。

次に、介護保険特別会計では総額が60億7,085万6,000円となりました。平成24年度当初予算と比較いたしますと、2億3,534万1,000円でございます。率にして4%の増となります。主なものは、保険給付費の2億7,993万9,000円の増額で、これは高齢者の増加など利用者増による給付費の伸びを見込んだもので、特に居宅介護サービス給付費が昨年より1億5,636万円の増

額となっております。

次に、老人福祉施設特別会計では総額が9億690万円となりました。平成24年度当初予算と比較いたしますと、2,361万1,000円、2.5%の減となります。主なものとして、平成4年度に借り入れいたしました特別養護老人ホーム建設事業債の償還が完了したことによりまして、公債費で2,174万1,000円の減額などがございます。

3つの会計を合計した瑞穂市の負担金は5億2,603万1,000円となり、平成24年度に比べ、9,180万円、1.7%の減となります。

提出されました議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、所管の常任委員会に審査を付託いたしまして、2月21日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

その後、議員発議によりまして、もとす広域連合議会委員会条例の一部改正ともとす広域連合議会会議規則の一部改正についてが追加議案として議長に提出されました。いずれも地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものでございまして、提案説明の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも原案どおり可決されました。

以上、平成25年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、これら定例会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてございますので、御希望の方はごらんいただきたいと思います。終わります。

○議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

以上、報告しました6件の資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

7件目は、お手元に配付しましたとおり、平成25年2月25日、監査委員より議会の請求に基づく監査の結果報告を受理しました。これについては、後ほど監査委員より報告していただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議会の監査請求に基づく監査結果報告について

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議会の監査請求に基づく監査結果報告について、監査委員から監査結果の報告を求めます。

代表監査委員 井上和子君。

○代表監査委員（井上和子君） おはようございます。

代表監査委員の井上でございます。

諸般の報告につきましては、従来、議会事務局長から報告され、もし質疑が出た場合は監査委員事務局長が答弁するというように私は解しておりましたが、この2月20日に議長から出席

要求が出まして、急遽、今回私が報告させていただくことになりました。

それでは、お手元に御配付させていただいていると思いますが、「財政援助団体等監査結果報告書」に基づきまして御報告させていただきます。

お手元には添付資料ということで、貸借対照表、収支決算書、収支計算書、2年分でございますが届いているかと思いますが、それも参考にござんください。

まず、監査の概要でございます。

監査の対象でございますが、地方自治法第98条第2項の規定により、平成24年12月17日付、瑞穂議第83号で瑞穂市議会議長より請求がありました、一般社団法人 瑞穂市シルバー人材センター ―― 以下シルバー人材センターと言わせていただきます ―― の平成23年度及び平成24年11月までの財政援助 ―― 補助金に関するものですが ―― に係る出納、その他出納に関連した事務の執行について監査を行いました。

監査の実施期間でございますが、平成24年12月20日から平成25年2月25日まででございます。

実施いたしました監査手続でございます。シルバー人材センターにおける補助金に係る出納、その他出納に関連した事務の執行について、同センターが保管する関係書類の確認及び役員・職員に対する質問並びに通常実施すべき監査手続を実施いたしました。

監査の結果でございます。

まず、シルバー人材センターの概要でございますが、シルバー人材センターは、平成21年4月1日に一般社団法人化して、現在、4年目を迎えております。

センターの目的、以下は定款のことが書いてございますので御精読ください。

2ページへ行きますが、現在、シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定に基づく指定はされておられません。

役員は、現在、代表理事1名、理事9名、監事2名の12名となっており、事務局は、正社員の事務局長と職員1名、パート社員3名の5名で構成されております。

シルバー人材センターの状況でございます。 から 表まででございますが、これはシルバーの収支決算書、収支計算書、貸借対照表から出させていただいた数字でございます。会員数の推移、補助金の推移、事業実績の推移、財政状態、経営成績でございます。

ござんいただきましたところで の表でございますが、シルバー人材センターは受託事業収入がもとになっております。その内訳でございます。収支決算書と計算書を見ていただければ受託事業収入というものが入っておりますが、その欄が計(A)に入っております。

で、次の表をなぜさせていただいたかといいますと、実際、受託事業収入から残り、運営資金と申しますか、それになるのはどれだけかということをお知らせするためにこの表はつくってございます。ですので、受託事業収入から配分金と実際に払われた材料費、残ったものが運営資金に回るのではないかとということになります。で、ござんになって不思議に思われると思

いますが、平成24年11月末はこんな状況になっております。

それに伴いまして、財政状態もごらんいただきますと、負債合計が、平成24年11月末でございまして2,674万6,700円で、経営成績につきましても赤字になっております。貸借対照表をごらんいただければ、表は貸借対照表から出してあります。表は収支決算書と収支計算書から出てあります。平成24年11月末の負債合計の中には前受金というのが1,948万7,231円計上されております、ということで負債が多くなっております。

瑞穂市からの受託状況でございますが、平成24年11月末現在で3,336万8,142円を受託済みでございます。本来、これだけ受託しておれば、公共事業、前ののところへ行きまして、公共事業の中に3,300……、金額が合っていなきやいけないんですが、今は1,605万733円が計上されているところでございます。後ほど説明しますが、その差額分が1,948万7,231円で、前受金で処理されているということでございます。そこが決算書等々からわかりましたことです。

次へ参らせていただきますが、シルバー人材センターに対する結果でございます。

平成23年度の財務についてでございますが、貸借対照表、収支決算書について総勘定元帳と照合を行いました。貸借対照表については、流動資産の未収材料費等と未収事務費の金額が一致しませんでした。ただし、流動資産の合計額は一致しておりましたので、決算整理による修正か確認いたしました。回答は得られませんでした。普通預金の金額については、通帳残高と一致しておりました。

収支決算書についてでございますが、総勘定元帳のないものがあり、一部確認できない金額がございました。総勘定元帳のないものと申しますと、安全・適正就業推進費支出の消耗品費支出、それから普及啓発費支出の消耗品費支出と印刷製本費支出、就業開拓提供費支出の印刷製本費支出、一般運営費支出の光熱水料支出、支払利息費支出でございます。

また、記載されております予算額が年度当初の予算額でもなく、平成24年3月26日に社員総会を開催されまして補正予算を組んでみえるんですが、補正予算後の予算額でもなく、理解不能でございました。しかしながら、平成23年度におきましては支払い科目も相違するものもありましたが、平成24年5月31日の社員総会におきましては、監事から会計監査の結果として「正しく示しているものと認めます」との報告がされております。

平成24年11月までの財務についてでございますが、貸借対照表、収支計算書とも総勘定元帳の金額と一致しておりました。ただし、平成24年3月26日の社員総会で議決されました当初の収支予算書にあった報酬費支出50万円が11月末の収支計算書ではありません、ごらんいただいたとおりでございます。当初になかった材料費等支出（セ）の科目が設けられ、予算額はゼロ円に対して、現在、449万5,143円の支出となっております。予算は定款第48条で社員総会の決議事項となっておりますが、社員総会を開催されてはおりません。その実績はありません。

職員解雇に伴う訴訟に関する費用でございますが、今回、補助金が訴訟費用に流用されてい

ないか疑義があるため、議会は監査請求されております。確認しましたところ、平成23年（ヨ）第84号地位保全等仮処分申立事件の決定及び平成24年（ワ）第181号事件の和解条項に定められた金額は支払われており、訴訟に関する費用は次のとおりでございます。

平成23年度は合計で69万1,760円、平成24年11月末は、和解が平成24年10月5日に成立しまして、和解金を含め371万40円でございます。平成23年度は職員基本給68万5,000円のほかに解雇予告手当ということで13万7,000円が、その合計になりますけど、82万2,000円が職員基本給支出の科目から支払われております。職員でない方に職員基本給で払っているということになります。また、平成24年度の職員基本給68万5,000円は、平成24年10月30日に職員基本給支出から雑支出の科目に振りかえ処理がされております。

瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱によれば、シルバー人材センターへの補助金の対象経費は、高齢者能力活用協会設置事業に必要な経費とされております。平成22年第3回市議会定例会で、「この高齢者能力活用協会設置事業とは具体的にどういう事業を指すのか」との議員質問に対し、当時の副市長がシルバー人材センターの補助金について、「全般的にその運営内容について補助している」と答弁しており、監査委員としても、補助金はシルバー人材センターの運営全般に必要な経費が対象と解します。

平成23年度補助金については、福祉部長が平成24年第4回市議会定例会で人件費相当額をもとに流用されていない旨の答弁をされておりますが、運営全体に対しての補助金なので、人件費支出と補助金の差額で流用されているとか、されていないとか、もちろん収支決算からも判断はできません。平成24年度補助金についても同様でございます。

監事の選任についてでございますが、現在の監事は、平成24年1月21日の臨時社員総会開催日が就任日、前任者は、定款に定められた任期満了日である平成23年6月30日を退任日として、平成24年2月2日に登記されております。したがって、登記上も約半年間、監事は不在だったことになります。定款第28条第3項の規定からすれば、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならないとなっておりますが、監事の職務が遂行された事績は確認できませんでした。

平成23年6月21日に平成23年度定時社員総会が開催されております。その議事録には任期満了に伴う監事の選任が議案となっており、候補者が満場一致で選任されております。しかし、この総会は無効であるとされて、改めて平成23年12月20日に開催し直しています。この総会に諮られた平成22年度の決算の監査報告は、監事欠席のため、理事が代理で報告し、承認を受けています。また、この総会に監事の選任議案はなく、このときに監事を選任すべきであったと考えます。

役員の費用弁償等についてでございますが、平成24年6月7日の第2回理事会で役員（理事・監事）の費用弁償等に関する規程が承認され、同日、施行となっております。費用の額は、

理事会、各委員会、研修会等、1回3,000円で、適用は5月31日の理事会からとされており、11月末現在、65万6,800円が会議費支出の科目から支払われております。定款第30条で役員には規程により費用を弁償することができると定められております。しかし、この費用は、役員の報酬等の額として定款第14条の社員総会の決議事項であります。社員総会で決議された記録はなく、支払い及び支払い科目は適正でないと判断します。

また、理事会は、定款第36条で通常理事会と臨時理事会の2種類で、通常理事会は年2回開催と定められておりますが、その区別はされておられません。

次に、代表理事の行動費についてでございます。平成24年7月13日の第4回理事会で筆頭理事より、代表理事のシルバー人材センターに対する毎日の活動に対して行動費の名目で月5万円を4月にさかのぼって支給してはどうかとの提案があり、全会一致で承認されております。11月末で35万円が、これも材料費等支出(セ)の科目から支払われております。行動費という名目ではありますが、実質は代表理事の報酬であると判断します。定款第30条で代表理事には職務執行の対価として、規程により報酬を支給することができるということを平成24年5月31日の定時総会において改定されております。しかし、これは役員の費用弁償等同様、社員総会の決議事項であり、社員総会で決議した記録はもちろん、規程もありません。よって、支払い及び支払い科目は適正でないと判断します。

次に会員の特別手当についてでございますが、材料費等支出(セ)の科目から会員への特別手当が月額5,000円で、次のとおり支払われております。これはみずほ公共サービスから事業を引き継いだときに、団体、グループでお仕事をされるときにチーフの方に公共サービスが払われていたようでございますので、それを引き継いだということのようでございますが、この特別手当の規程等はなく、この支出及び支払い科目も適正でないと判断します。

今、御報告しました5、6、7につきましては、本来、源泉徴収をして、支払い調書を交付して各人の所得収入とすべきところですが、費用で処理してありますから、そういう処理はされておられません。私の立場から、これは報告に書いてありませんけど、税法上からいきますと、もう言葉が出ません。

配分金につきましては、会員の方に年間の配分額を、各人に総額をお知らせしているということは確認いたしました。

それから、委員会構成についてでございます。理事会の正常化を図るため、平成24年6月7日の第2回理事会において総務委員会、業務委員会、安全委員会を設置され、役員全員がいずれかの委員会に所属されております。ただし、定款に委員会についての定めもありませんし、委員会の規程もございません。

代表理事は業務委員会、監事2名は総務委員会に所属されておりました。定款第26条には、代表理事はシルバー人材センターを代表し、その業務を執行すると定められておりますので委

員会に所属するべきではないと判断します。

監事の職務については、定款第27条で理事の職務執行を監査することとされております。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第2項で監事は、一般社団法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができないと規定されております。監事がガバナンス上の重要な役割を適切に果たすためには、理事からの独立性を確保する必要があり、委員会に所属してはならないと判断いたします。

次に、受託事業収入についてでございます。シルバー人材センターの受託事業収入は、配分金収入、材料費等収入、事務費収入から成っており、会員からの事業報告、作業実績でございますが、それに基づく請求によるものであります。現在の配分金は、平成24年7月13日の第4回理事会で決定されたもので、配分金の20%が材料費、10%が事務費とされ、次のようになっています。

この前にも材料費ですが、実費がかかった場合は、これ以外に実費を徴収するということになっております。民間と個人の場合は、実際にされた方から6万5,000円、配分金が5万円で材料費が1万円、事務費が5,000円で6万5,000円ですという請求が来て、そのまま支給、整理されているわけですが、市との契約業務をごらんください。実際從事された会員さんからは、配分金は5万円ですよ、材料費が1万円ですよ、事務費が5,000円で合計で6万5,000円ですよという請求内訳に対して、シルバーから市に請求が来るのは10万円でございます。ここで3万5,000円が浮いているわけでございます。

で、先ほど申し上げました材料費も支出のほうに上がっておりませんので、簡単に申し上げると、3万5,000円と1万円が前受金に上がっているということでございます。そこが次に書いてございますが、以上からわかるとおり、民間・個人の場合は請求金額と請求内訳が一致しているが、市との契約業務の場合は一致しておりません。民間・個人の場合は、請求金額6万5,000円が入金されると、配分金収入、材料費等収入、事務費収入の科目に仕分けされますが、市との契約業務の場合は請求金額が10万円でございますので、一旦前受金の科目に仕分けされ、その後、配分金収入、事務費収入の科目に振りかえられるということになっております。材料費1万円は、材料費等収入には振りかえられず、請求金額と請求内訳の差額3万5,000円と合わせて4万5,000円が前受金の金額となっており、会計処理のほうも、これは間違っていると言わざるを得ません。

また、材料費と事務費、すなわち配分金の30%がシルバー人材センターの運営資金となるもので、民間・個人の場合において実際に要した材料費がある場合は、別途支給されております。

市との契約の業務の場合には請求金額は、契約金額を月割り等で案分した額となるため、事業報告による請求内訳と請求金額が異なる事態が生じるわけであります。事業完了に伴う実績の請求なので、前受金として処理するのは適正でないと判断します。

また、昨年度以前から受注していた民間・個人に対しましては、昨年の金額を参考に配分金、材料費、事務費を算出されているようで、統一性がないということになって矛盾を感じます。

その他、事務処理上留意すべき事項のうち簡易なものにつきましては、平成25年2月21日に、代表理事、監事、事務局長に口頭で改善、または検討を求めました。

次に、福祉生活課に対する結果でございます。

適正な運営についてでございますが、適正な運営については、平成23年第1回市議会定例会でシルバー人材センターの運営が問題とされた際に市長は、「適正な運営がされなければ、補助金も出せないし、施設の貸与もできない」と答弁されておりますが、登記に基づいた運営がされれば何の問題もないというような判断のようでございます。

また、シルバー人材センターの平成23年度監査報告書には、「平成24年1月の臨時社員総会後の登記で理事会の体制も正常化された」と記載されております。しかし、登記どおりの組織になったから適正なのではなく、定款どおり運営されていなければ適正にはならないと考えます。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターの指定を受ける基準にも、業務の運営が適正かつ確実に行われることが上げられています。地方自治法では、公益上必要がある場合は補助することができると規定しており、シルバー人材センターは、定款に定められている目的からすれば公益的性格を持つ団体と考えます。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律では、そのような団体を市は育成することを規定しておりますし、上記の議会において市長も、「市として育成しなければならない」と答弁されております。

これまで事務局職員が頻繁に入れかわっていて、事務所に保管すべき書類等も不備が見受けられております。副市長の言葉をかりれば、人格の異なる団体だから関与するのを控えるというのではなく、会員の生きがいの充実のためにも、公益上必要と認められるためにも、そして何よりも役員の献身的な努力があだとならないためにも適正な運営をできるよう育成すべきであると申し上げたい。

平成24年度の補助金の返還についてでございますが、今回の監査を通じて監査委員としては、シルバー人材センターは適正な運営をしているとは判断できません。仮に市長部局が適正な運営をしていると判断されたとしても、平成24年11月末現在の財務状況からすれば補助金がなくても運営していける状態にあると判断いたしますので返還してもらうべきであります。

平成24年11月30日までの収支計算書における当期収支差額は、ごらんいただいたとおり、901万8,330円の赤字で、前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額でも716万1,807円の赤字となっております。しかし、先ほど御説明しましたとおり、前受金は決算時に全て材料費等収入に振りかえられます。したがって、11月末現在の前受金1,948万7,231円を材料費等収入に振りかえれば、実際のところは当期収支差額は1,046万8,901円、次期繰越収支差額は1,232万

5,424円となるわけで、補助金を差し引いても、それぞれ446万8,901円、632万5,424円となりますので、今年度残りの期間を考えても運営していけると考えます。

なお、今後、月末ごとの収支、とりわけ前受金と材料費等収入及び支出を注視されるとともに、前月末との差額を比較して増減の大きい科目については内容を確認すべきであります。

また、補助額は、予算の範囲内で市長が定める額とされており、現在、600万円を上限に交付されておりますが、今回のような疑義が持たれないためにも、他の自治体の要綱等を参考に、補助対象及び金額をできる限り明確にする等、明瞭性を持つ要綱を作成すべきであります。

なお、平成25年度の補助金交付につきましては、今回の収支計算書をごらんいただきましたとおり、訴訟に関する費用が371万40円ございます。それが不用になりますので、それも含めてよく検討をしていただきたい。

瑞穂市に対する結果でございます。

シルバー人材センターとの契約についてでございます。シルバー人材センターと契約を締結している業務の請負金額は、前受金に計上され、そこから会員への配分金と配分金の10%に当たる事務費が振りかえられ、11月末では次のようになっています。

すなわち、11月末現在では市は3,289万170円支払っておりますが、月末残高合計1,948万7,231円と事務費振りかえ合計の121万8,449円を、合わせて2,070万5,680円をシルバー人材センターの運営資金として提供していることとなります。ここには材料費等支出が含まれていませんので、材料費等支出（セ）の449万5,143円がその金額に該当すると思われますので、差し引きましても1,621万537円が運営資金となり、支払った金額の49%になっております。

副市長によれば、市は適正に見積もり、民間業者と比較して安価なので問題はないとされておりますが、常識的に考えれば運営資金は利益と捉えることができますので、これだけの金額となると、逆に業務の履行状況を疑わざるを得ません。

現状では契約を締結するよりその都度委託したほうが、さきに述べた個人・民間の場合と同じ請求方法になりますので安価になります。契約するほうが高くつくようでは契約する意义がございません。民間よりも安価だと主張されるのであれば、50万円以上の事業は競争入札を行うべきであるし、シルバー人材センターと契約を希望するのであれば、受託事業収入の仕組みを十分理解して積算すべきであります。

終わりに、今回、議会からの請求によりこのような監査に至ってしまったことは、監査委員としてまことに残念でございます。この件は、平成24年第4回市議会定例会の一般質問に対し、市長部局が質問された議員に納得のいく答弁がなされず、市長から監査を要求するように求められたのに対しましても、その意向を示さなかったことによるものはもちろんのこと、地方自治法第221条第2項の規定に基づく調査すらしようとしなかったためと理解をします。市民の

代表である議員の質問に説明し切れず、市民に説明責任を果たせるのか疑問を感じるとともに、この結果報告を受けて市の信用失墜に及ばないか心配するところであります。

また、地方自治法第221条第2項の調査は、瑞穂市補助金交付規則第15条に規定されており、これまで補助金については当然されているものと理解し、担当課の報告を信用して判断していましたが、今回、監査を行ってみて、考えを改めなければならない結果となってしまったこともまことに残念でございます。このような状況では、監査委員が適正な執行を確認するしかないわけでございますが、現監査体制では到底不可能であるので、各担当課で確認できるよう、職員の資質向上を図るとともに、補助金に対する調査体制を大至急整備していただきたい。このままでは、企画財政課が策定した「補助金等の交付に関する指針」や、平成23年度の包括外部監査が無駄になりかねません。

なお、シルバー人材センターの補助金につきましては、監査委員としましても疑義を感じておりまして、昨年5月、福祉生活課に対し随時監査を実施してきている中、直接シルバー人材センターの監査も検討しているところに、今回、議会からの請求によりこのような監査となりました。したがって、この報告をもってその随時監査の報告とかえさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これで、監査委員からの監査結果の報告は終わります。

これより、議会の監査請求に基づく監査結果報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

けさいただきまして、今、報告を受けて、すぐ御質問ありませんかと言われましても、私は、項目を立てて一つ一つ質問をするのは率直に申し上げて困難であります。

ただ、感想も含めて御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず一番最後の「おわりに」のところで、「平成24年第4回市議会定例会の一般質問に対し、市長部局が質問された議員に納得のいく答弁がされず、市長から監査要求するよう求められたのに対しても、その意向を示さなかったのはもちろんのこと、地方自治法第221条第2項の規定に基づく調査すらしようとしなかったためと理解する」とありますけれども、そもそも議会からの監査請求の項目というものは何であったか、このことをまずはっきりしておかなければいけないと思います。それは、補助金600万円が職員の解雇に流用されていなかったかどうか、このことに疑義があるということで、広瀬武雄議員からそういう質問が出されております。それに対して市のほうとしては、調べたけれども、そういう事実はなかったから、もう調べる必要はないという答弁を副市長がされたというふうに記憶をいたしております。

それで、そういう終わりのところで書かれておるわけですが、しかしながら、この監査結果自体が主な対象項目は、そういう補助金、とりわけ職員解雇の流用の疑義の問題だっただけだと思います。けれども、今申し上げましたように、この報告の結果は、1、2、3、4というふうにシルバー人材センターに対する項目を掲げておりますけれども、職員解雇に伴う訴訟に関する部分については3番ということで書かれておまして、最終的には「平成23年度補助金については、福祉部長が平成24年第4回市議会定例会で人件費相当額をもとに流用されていない旨の答弁をされているが、運営全般に対しての補助金なので、人件費支出と補助金の差額で流用されているとか、されていないとかはもちろん、収支決算からも判断できない。平成24年度補助金についても同様である」という報告がなされております。とすれば、この結果と副市長の報告をした結果のどこにどれだけの違いがあるのか。

広瀬武雄議員が質問をして、それに対して十分答え切れなかったからこういうことになったんだと、簡単に言っちゃえばねっておっしゃられるけれども、監査委員会の報告の結果自体が、いわゆるその疑義の具体的な内容について指摘をするには至っていないのが現実なわけですね。そこら辺は、まずどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 井上代表監査委員。

○代表監査委員（井上和子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

監査委員の職務というのはどのようにお考えなのでしょうか、そこから入らせていただきます。

質問に対しては判断はできませんけれども、私どもの監査という仕事は、補助金がいかに使われているかということ全般に入るわけでございます。ですので、その解雇に係る訴訟に係る費用だけを見るということではないということに、私のところの職務でございますので、これを見なければ、後でこれがわかった場合は私どもの責任になるかと思っておりますので、その解釈はちょっとやめていただきたい、職務でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） もちろん私は、今、代表監査委員がおっしゃったように、そこだけのことを言っておるんじゃないですよ。主な監査請求の結論的な項目ですね。議会が監査請求をした、そのことを言っているんであって、そのことを監査するに当たって、さまざまなことを付随的に調べるということは当然あり得ることですよ。そういうことを否定するものでは当然ありません。そこは誤解のないようにしておいてください。

言いたかったことは、要するに疑義があるからということで監査請求をして、今回、監査をされたわけなんですね。だから、そういうときに、いわゆる疑義が具体的にどうであったのかということをお前は言いたかったんです。

それはそういうことですけれども、あとおっしゃる、問題は監査するということは、私はシルバー人材センターの前進面と課題、課題は当然克服すべき将来の課題なんですね。ところが、2年ほど前のシルバー人材センターの実態がどういう実態であったか、このことを代表監査委員も議会の監査委員もその実態を、事実をきちんと踏まえて監査をされれば、前進面というものもあったと思うんですね。人間の生きた組織なんです。数字だけじゃないんですね。その組織を立て直していくためにどういう努力が必要なのか、このことをしっかり踏まえなきゃいけないんです。

何回も繰り返しますけれども、私はこの中で書かれているように、定款に定められていないことを行うということが適正な運営であろうはずがないんですよ。それは、私もそのシルバーの問題を取り上げたときに地方自治法221条の第2項の問題、調査権があるじゃないか、この調査権を発動しなさい、補助金を出しているんだからということを申し上げました。そのことは、やっぱり市の責任としてしっかりやらなきゃいけません、おっしゃるとおりです、これは。

もっと言えば、これには出ておりませんが、私自身も気がついておるのは、例えば理事会の規則ですね。定款には理事会の規則を別に定めるとあるんですよ。じゃあ、定めていますかというんです。定めていますか、情報公開についても別に規則で定めるとあるんです、別に定めるということをね。じゃあ、規則を定めていますか、定めていないんです。つまり、まだまだ、逆に定款に書いていても規則に明文化していないような項目もあります、現実には、それは事実です。それは悪意を持って不正をするためにという意図があれば、それは改善しないでしょうけれども、それはきちっと市から指導すれば改善をされる中身であろうと思います。だから、そこらの区別ですね。きちっとその会計の問題についても、恐らく代表監査委員がおっしゃるように、会計の帳簿の記帳の問題ですね。会計上の原則とか、いろいろあるかと思うんですけど、私も知りませんが、そういうことについて非常に未熟、単にずさんというだけじゃなくて、その知識自体が、監事も含めてですよ、監事がいるわけですから。理事会があれば、監事がきちっとそれを指摘して是正をしていかなきゃいけない。ところが、理事会も右往左往しているような状況があって、監事もその会計原則がわからんというようなことであれば、やはりおっしゃるとおりの状況が出てくると思います。それは市の指導によって改善することができないことなのか。不正で、それは断固として何を言われてもやらないというような性質の問題なのかどうか、そのことをしっかりと踏まえておいてほしいということをおっしゃるんです。

そうじゃないですか。だから、前進面と課題を、両方しっかりと客観的に見定めるということとは大事なことじゃないですかね。

○議長（藤橋礼治君） 代表監査委員 井上和子君。

○代表監査委員（井上和子君） 大変申しわけございませんが、監査委員は事実を御報告するだ

けでございまして、どうこうせえということはございませんし、監査をすることによってシルバー人材センターを、言葉で言えば潰すとか、そういう目的でやっているわけではございません。全て監査というものはそういうものですので、議員からそんなお言葉が出てくることに対してとても残念でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 議題になっておりますんでね。私はそういうことも含めて言っておるんですよ。というのはどういうことかという、今そういうふうにおっしゃいましたけれども、この報告の中を見ても、「登記簿どおりの組織になったから適正なのではなく、定款どおり運営されていなければ適正にはならないと考える」、全くそのとおりです。私もそう思うんですよ。けれども、そのことを堀市長の名前を出したり、副市長の名前を出して、適正に登記されたから適正になったなんてなことは市長なんか思っていると思いませんよ。副市長も、逆に言うと、人格の異なる団体だから、関与を別にしなくてもいいなんてなことは言っていると思いませんよ。別に弁護するという意味じゃないですよ。逆に言うと、そういうところの決めつけがあってはいかん、決めつけではいかん。

私は、やはり人間の生きた組織として、全く理事会がどなり合い、殴り合い寸前の状況であったということを代表監査委員はどれだけ知っておられるのか知りませんが、そういう中から、本当に法律にのっとり、そして定款にのっとりた組織に是正をしていく、そのための努力、そして役員もかえていく。そしてかえていかれて、監事の皆さんも非常に真面目な方たちだと思うけれども、そういう中の苦闘なんですね。その苦闘に対して市のほうも、さてどうしていくか。自分たちも、その試行錯誤をしながらかわっていく。そういうこと全体に対して、やっぱり高齢者の雇用を確保するために全力で支えていく。前進面というものをくり出して、それを評価し、かつ課題の面については、おっしゃるとおり、ここに書かれているように、厳しくその事実は指摘していかなくちゃいけないと思います。けど、問題は、再建途上なんですね、今、だからどうでもいいという問題では断じてありませんよ。そのことを指摘することによって、改善をする方向を明らかにしていかなければいけないということですね。

〔「議長、おかしいよ」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君に申し上げますが、代表監査委員の井上和子君が、これは監査の報告をされておりますので、詳しい答弁をするという、そういうふうではあれでございしますので、ちょっとそんな程度で質問……。

○3番（西岡一成君） ようわかっておりますよ。

〔「だめ」の声あり〕

○3番（西岡一成君） ようわかっていて、ただ、全部一々事前に勉強してきて項目を立ててや

っているわけじゃないですから、言われたことで、今ちょっとどうかなと思う点について御質問をさせていただいておる、そういうことです。

- 議長（藤橋礼治君） そうしたら、その答弁でお願いいたします。

代表監査委員 井上和子君。

- 代表監査委員（井上和子君） 皆さん、適正な運営がされているということで23年12月に600万円を、補助金を払われたんじゃないんですか、私はそういうふうに理解しました。それで、部局に尋ねましたら、登記がなされていて、組織がそのとおりになりましたから適正と判断して600万円を払いましたと答弁が来ていますので、それを書かせていただいたんです。だから、登記だけができて組織がそのようになって、それで適正かということは間違いです。だから、これからそれを指導してくださいということで、全てこれは監査結果でございますので、おっしゃる意味がちょっと理解できかねるところでございますけど、一応これはこれをもとにして、よりよくシルバーをしていただくもとの……。

〔「そのとおり、余分なことはもう……」の声あり〕

〔発言する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） もう今の詳しいあれは。

ほかに……。

〔「もう1回だけですから」と3番議員の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） なら、内容だけお聞きします。

西岡一成君。

- 3番（西岡一成君） それで、監査の結果について、補助金の返還であるとか、利益が出たら返せとか、シルバー人材センターは、先ほど申し上げたように、要するに国策でもって高齢者の雇用をどう確保するか、大変大事な問題です。これから少子・高齢化の問題も含めて、高齢者雇用に対してシルバー人材センターの果たす役割は大変なんです。そういうときに、いわゆる代表監査委員は、いろんな企業会計等々は詳しいでしょうけれども、企業が内部留保で260兆円もやっておりますけれども、そのことと、それは僕は認めませんけど、吐き出しなさいという立場ですけど、シルバー人材センターで……。

〔「違うて」の声あり〕

- 3番（西岡一成君） 違う違う、シルバー人材センターで利益が出たら、それ返すということが正しいんですか。いわゆるその決算の途中、例えば来年度の予算、事業方針もこれから立てなきゃいけない。代表監査委員が御存じのとおり、別に利益をもうけたから、それを行動費等に使ったっていいわけなんですよ。

〔発言する者あり〕

- 3番（西岡一成君） ちょっとちょっと、間違ったことを言ったら言ってもらっていいけど、

ちょっと発言中やで、自分があったら発言すればよろしい。

- 議長（藤橋礼治君） やはり西岡一成君、申し上げますが……。
- 3番（西岡一成君） だから、そういうことを返さなきゃいけないのか。利益が出たら返さなきゃいけないような性格なのかどうかだけちょっと、今度また一般質問をしますから、代表監査委員の考えだけお聞きしておきます。
- 議長（藤橋礼治君） 代表監査委員 井上和子君。
- 代表監査委員（井上和子君） 私が判断することではございませんけれど、市長部局から補助金を交付するときに、剰余金があれば返していただきますというようなことをおっしゃってみますので、私が返せ……、何のために600万出しているのかということになれば、運営資金が十分あるところに、なぜ600万円必要なんのでしょうか。これも市の皆さんの税金でございます。ですので、そういうことをよく検討して判断してくださいということを提示させていただきですので、そのところをちゃんと御理解いただきたいと思います。
- 議長（藤橋礼治君） 以上の監査委員からの答弁でございますので、続いて広瀬武雄君、よろしゅうございますか、先ほど手が挙がった。
- 7番（広瀬武雄君） いいです。
- 議長（藤橋礼治君） それでは、この件につきましてはこれで終わりますが、ここで暫時休憩をとります。

再開は10時35分とします。10分間休憩してください。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時38分

- 議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第5 行政報告

- 議長（藤橋礼治君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

まず、平成25年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。平成25年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が平成25年2月19日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

議案は8件であり、概要は次のとおりであります。

議案第1号平成25年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,696 万 7,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村からの分担金及び負担金で 2 億 923 万 3,000 円であり、歳出の主なものは、職員人件費等の総務費が 2 億 4,435 万 9,000 円であります。

議案第 2 号平成 25 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,205 億 3,594 万 1,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村支出金が 367 億 5,338 万 4,000 円、国庫支出金、県支出金が 888 億 2,116 万 6,000 円、支払基金交付金が 905 億 8,321 万 5,000 円であります。

歳出の主なものは、療養給付費等の保険給付費が 2,181 億 7,723 万 8,000 円、県財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業拠出金が 2 億 3,685 万 4,000 円、ぎふ・すこやか健診等の事業を市町村に委託する保険事業費が 5 億 2,115 万 2,000 円であります。

議案第 3 号平成 24 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 億 6,928 万 4,000 円を追加し、2,150 億 2,883 万 5,000 円とするものであります。

歳入は、国庫支出金が 14 億 6,928 万 4,000 円増額であり、歳出は、後期高齢者医療制度臨時特例基金に全額を積み立てるものであります。

議案第 4 号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例であります。

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置を平成 25 年度においても継続実施するため、条例の改正をするものであります。

議案第 5 号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する保険料の均等割額に係る軽減特例措置を平成 25 年度においても継続して実施するため、この条例を改正するものであります。

議案第 6 号岐阜県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成であります。

後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び県内全市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について、平成 25 年度から平成 29 年度までの第 2 次広域計画を定めるものであります。

議案第 7 号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任であります。

公平委員会委員 安部隆正氏の任期が平成 25 年 3 月 27 日をもって満了となるので、引き続き同氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

最後に、議員議案第1号議会会議規則の一部を改正する規則の制定であります。

地方自治法の一部改正に伴い、会議規則第17条中において引用する条項を整備するための改正であります。

以上、8議案の報告であります。議案に対する質疑はなく、採決の結果、全て可決されました。

なお、詳細については、市民部医療保険課に資料が保管されておりますのでごらんください。

次に、損害賠償に係る専決処分を2件、一括して報告をさせていただきます。報告第1号専決処分の報告についてと報告第2号専決処分の報告についてであります。

瑞穂市中宮地内の市道13-71号線にあいたくぼみが原因の車両損壊事故について、それぞれの当事者と和解し、賠償額を定めることにつき、専決処分をしたものであります。

次に、物損事故に係る専決処分を報告します。報告第3号専決処分の報告についてであります。

平成25年1月7日、岐阜市金町地内におきまして、公用車の交通事故によりまして相手方車両が破損した事故について、当事者と和解し、賠償額を定めることにつき、専決処分をしたものでございます。

以上、4件について行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第6 議案第1号から日程第38 議案第33号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第38、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、所信表明及び提案説明を申し上げたいと思います。

年も改まり、はや2カ月がたとうといたしておりますが、時節柄、まだまだ寒い日が続いております。

本日、平成25年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さて、国政は、昨年末の政権交代により、「コンクリートから人へ」を標榜した民主党から、東北の大震災を教訓に「国土強靱化策」を掲げる自民党と公明党との連立政権に変わり、国策の大転換があったことは皆様御承知のとおりであります。

この流れの中で発足しました第2次安倍内閣は、長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す、日本経済再生に向けた緊急経済対策を閣議決定し、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」から成る3本の矢を政策の柱に位置づけ、いわゆる15カ月予算の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、来年度の景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行することを表明しました。

このアベノミクス効果により、市場経済は円安・株価上昇に転じる等、明るい兆しが見え始め、私も期待をいたしているところでありますが、反面、国は地方に地域の元気臨時交付金を見返りに、追加公共投資、地方単独事業等の応分の負担を求めてきております。その施策は、かつての民主党政権の経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金をほうふつさせるようであり、地方が再び翻弄される面も幾分危惧するところでありますが、新しい政権の施策に期待してまいりたいと考えております。

このような中、去る1月31日、東京都西多摩郡瑞穂町と大規模災害時における相互応援に関する協定を締結することができましたので、御報告を申し上げたいと思います。

さきの東日本大震災から間もなく2年を迎えようとしておりますが、この震災を教訓に、本市でも「自助・共助・公助」のもと、防災対策に取り組んでまいりましたが、瑞穂の名前が取り持つ縁で防災協定締結の運びとなったことは、まことに喜ばしく、防災への備えが一步進んだ成果として皆様に御報告を申し上げる次第でございます。

次に、瑞穂市は本年5月1日をもって合併10周年を迎えますが、この厳しい時代にあっても市政を預かる者として着実な市政運営に心がけ、夢のある市として瑞穂市が発展を続けられるよう、改めて意を強くしている次第であります。

それでは、平成25年度当初予算（案）が出そろった本定例会に当たり、新年度に向けた事業及び施策について御説明を申し上げます。

平成25年度の当初予算は総額216億4,947万1,000円、一般会計につきましては153億5,000万円であり、平成24年度当初予算と比較しますと、全体で1.3%の増額となっております。これは、国の緊急経済対策に対応した事業を別枠分として計上し、国政の動向を見据えながら予算編成を進めてまいりましたところ、まだ詳細まで示されておりましたが、地方の予算措置は、平成24年度補正予算または平成25年度当初予算のどちらかでよいということが判明しましたので、本市の現状を鑑みまして新年度予算に計上させていただきました。

2期目の市政を負託いただいて間もなく2年となりますが、私の掲げました2期目のマニフェスト「人と自然に優しい、災害に強いまちづくり」は、今回の緊急経済対策事業とまさに合致しておりまして、新年度は本事業を活用することでまちづくりを着実に推進できると意を強くいたしておるところでございます。

その施策の1点目は、緊急経済対策事業として、1つとしまして老朽化対策、2つとしまし

て事前防災・減災対策、３つとしまして官庁施設の機能維持のための防災対策、４つとしまして学校施設の防災対策推進、５つとしまして大規模災害等への対応体制強化の５つに区分して、それぞれ予算を重点配分したところであり、避難所ともなる公園整備では、井場・伯母塚・東只越地内の公園用地取得と、牛牧中尾公園・野田新田番屋口公園・野田新田扣畑公園・穂積野口公園の整備を、橋梁防災対策では、旧下犀川橋の撤去委託費、野田橋歩道橋の設計費等を計上させていただきました。

２点目は、合併10周年記念事業であります。御承知のとおり、瑞穂市は平成25年５月１日に市制施行10周年を迎えます。この節目を迎えるに当たり、前年度より各種記念事業を開催してまいりましたが、その締めくくりは、平成25年５月６日開催予定の「みずほ10周年祭」であります。これは、合併10周年記念事業実行委員会の皆様が瑞穂市まちづくり基本条例の理念に基づいた、市民参画、協働のまちづくりを实践する場として活動されており、当日は、「瑞穂市民の歌」、市民創作朗読劇「むかい地蔵」のお披露目、野外イベント等を計画していると聞き及んでおり、私も楽しみにいたしている次第であります。

３点目は、道路新設改良事業であります。一般道路改良事業として市道９路線の用地取得を進めるほか、国の社会資本整備総合交付金事業として瑞穂市環状道路の宝江川橋梁を整備する等、基盤整備の充実に努めてまいります。

４点目の公共下水道事業では、下水道事業の早期着工を推進すべく、公共下水道基本計画の策定を目指して予算化をいたしました。

５点目は、学校施設維持管理適正化事業であります。市では、本事業を財政負担の平準化を図りつつ、計画的に整備する学校等施設維持管理適正化計画に基づいて実施しており、新年度は、西小学校、南小学校、南保育・教育センターの大規模改修設計、穂積中学校テニスコート整備、穂積北中学校大規模改修（第１期）工事を計画いたしております。

６点目の芝生緑化事業であります。潤いがあり、園児・児童にも優しい空間づくりを平成22年度より実施してきており、新年度では、別府保育所、西保育・教育センター、南小学校、中小学校の４施設で実施いたします。

７点目は、（仮称）大月運動公園整備事業であります。市のスポーツ・体育施設整備に関しては、平成24年度に生津ふれあい広場を再整備したわけではありますが、次のステップとして、かねてより懸案でございました広場の有効利用を目指し、（仮称）大月運動公園整備事業を推進すべく、まずは一部の用地取得を図り、将来に向けて市民の声に耳を傾けながら整備をしていきたいと考えている次第でございます。

最後になりますが、８点目は指定管理者制度の導入であります。市は、昨年12月定例会において条例改正を行い、市内３つのコミュニティセンター、駅前の自転車駐車場及び駐車場について新年度より指定管理者制度を導入することとしました。委託先は、一般財団法人 瑞穂市

ふれあい公共公社として、平成25年度より3年間を予定しており、さらなる行政サービスの充実と運営の合理化・効率化に努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、その概要について述べさせていただきましたので、議員皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げますところでございます。

さて、今回上程します議案は、人事案件が1件、規約の変更に関する案件が1件、指定管理者の指定が2件、条例の制定、廃止及び改正に関する案件が15件、平成24年度予算の補正に関する案件が6件、平成25年度当初予算に関する案件が7件、市道路線の認定及び廃止に係る案件が1件の、合計33件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 武藤守氏の任期が平成25年6月30日に満了となり、退任されることから、新たに増田行義氏を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案第2号もとす広域連合規約の変更についてであります。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第1条に規定する障害者自立支援法の一部改正及び第2条に規定をいたします障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ― 一般的に障害者総合支援法といっております ― の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため、もとす広域連合規約の一部改正をするものであります。

次に、2つの議案について一括して御説明を申し上げます。議案第3号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてと議案第4号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてであります。

牛牧南部コミュニティセンター、本田コミュニティセンター、牛牧北部防災コミュニティセンター、自転車駐車場及び駐車場の施設管理業務について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一般財団法人 瑞穂市ふれあい公共公社を指定管理者として、平成25年度より3年間指定したく、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第5号瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、市が対策本部を設置するに当たり必要な事項を定めるため、市条例の制定を行うものであります。

議案第6号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例を廃止する条例についてであります。

平成22年度より導入しました包括外部監査制度は、平成24年度で外部監査人が区切りとなることから、この3年間で実施された公共施設の管理運営に関する監査、各種補助金・負担金に

関する監査及び契約事務に関する監査の指摘事項を今後も検証し、さらなる改善を図っていくため、ここで休止とし、条例の廃止を行うものであります。今後は内部監査を充実させ、機能を強化していきたいと考えておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

議案第7号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法の公布に伴い、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議するため、市条例の改正を行うものであります。

議案第8号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

地方分権の推進や人口増加等に伴う事務量の増加に鑑み、各部局における職員定数の見直しを行うとともに、育児休業期間中の職員の補完等について弾力的な定数運用を図ることを目的として当該育児休業者を定数外とするため、市条例の改正を行うものであります。

議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

社会福祉法人に対する指導監査が市町村に移譲されたため、当該事務に専門知識、経験を持つ社会福祉法人特別監査指導員を設置すること、また合併10周年を機に、郷土の歴史や文化に光を当て、理解を深めていくための専門知識、経験を持つ郷土歴史研究指導員を設置し、あわせて図書館長囑託員を廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第3条において規定される地方自治法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を創設するため、市条例の改正を行うものであります。

議案第11号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の公布により、地方税に関する法律に基づき行う不利益処分等においても行政手続法に基づき理由を示すこととなり、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の公布により、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から寡婦控除等の申告書の提出を不要とするため、市条例の改正を行うものであります。

議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

先般、「巣南中学校のために役立ててください」との御厚志により、400万円の御寄附をいただきました。この意に沿って瑞穂市立巣南中学校教育振興基金を設置するものであり、関係市条例の改正を行うものでございます。御厚志に対しまして、改めて心よりお礼を申し上げたいと思います。

次に、2つの議案について一括して御説明を申し上げます。議案第13号瑞穂市体育施設条例

の一部を改正する条例についてと議案第14号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてであります。

生津ふれあい広場の再整備が3月25日をもって完了することから、今後は公募による名称「生津スポーツ広場」と改名し、テニスコート、グラウンドの利用料金を新たに設定し、あわせて穂積テニスコート、巢南テニスコート、穂積北中学校テニスコートを中学校部活動等専用コートとして運用していくため、市条例の改正を行うものであります。

議案第15号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市立保育所で実施している延長保育及び一時預かり事業の保育料等の位置づけを明確にするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、3つの議案について一括して御説明申し上げます。議案第16号瑞穂市水防協議会条例の一部を改正する条例についてと議案第17号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例についてと議案第18号瑞穂市国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市水防協議会、瑞穂市防災会議、瑞穂市国民保護協議会の委員の定員を20人以内から25人以内に変更して、より多方面の関係者からの意見を収集し、市の水防、防災、国民保護に関する事項を審議していただくため、市条例の改正を行うものであります。

議案第19号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、道路占用料の徴収について市条例の改正を行うものであります。

議案第20号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,625万8,000円を減額し、総額159億7,133万1,000円とするものであります。

また、継続費の補正において1件を変更し、繰越明許費の補正において6件を追加するほか、地方債の補正において1件の追加と2件の変更をするものであります。

今回の補正予算では、事業の完了、確定に当たり5億3,645万1,000円を減額するほか、基金積み立て等に5億2,019万3,000円を増額する内容としました。

歳出の増額の主なものは、総務費で公共施設整備基金、巢南中学校教育振興基金等、基金の積み立てに4億1,616万4,000円、教育費で穂積小学校体育館天井落下防止対策に4,000万円、南小学校グラウンド拡張整備に3,900万円であります。

継続費の補正は、合併10周年記念事業費の総額を1,400万円に変更するものであります。

繰越明許費の補正は、駅南公民館解体事業に900万円、ふれあいホームみずほ施設整備事業に2,450万6,000円、市道4-3-283号線ほか4路線の道路新設改良事業に2,720万円、下犀川橋かけかえ整備に680万円、穂積小学校施設整備事業に4,000万円、南小学校施設整備事業に3,900万円をそれぞれ設定し、翌年度に繰り越すものであります。

また、地方債の補正においては穂積小学校施設整備事業に2,400万円を追加し、牛牧南部コミュニティセンター整備事業から100万円、防災無線管理事業から100万円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳入の主なものは、市税で法人市民税及び市税等収納対策推進プロジェクトチームの徴収努力による滞納繰越分の増収等で合わせて7,575万円の増額、補助事業完了精算見込みに伴う国庫及び県支出金が9,979万8,000円の減額、寄附金において450万5,000円の増額、地方債の追加と補正で2,200万円の増額であります。

議案第21号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,413万4,000円を減額し、総額46億8,828万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、医療費の伸びにより保険給付費が727万円の増額、事業費の概算確定により共同事業拠出金が5,721万9,000円の減額であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が市税等収納対策推進プロジェクトチームの徴収努力によりまして1,087万円の増額、事業費の概算確定に伴う共同事業交付金が8,705万8,000円の減額、繰入金が1,916万1,000円の減額であります。

議案第22号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ155万9,000円を減額し、総額3億5,730万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保健事業費が73万円の減額であります。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金が116万2,000円の減額であります。

議案第23号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,041万8,000円を減額し、総額1億6,710万1,000円とするものであります。

補正の主な理由は、施設修繕、下水道工事費等の減額であります。

議案第24号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ231万1,000円を減額し、総額2,468万円とするものであります。

補正の主な理由は、施設修繕費の減額であります。

議案第25号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

業務予定量において給水戸数を200戸追加し、また年間総給水量を1万7,237立方メートル減量するものであります。

収益的収支及び支出において収入を204万8,000円減額し、支出を1,902万4,000円減額するものであります。

資本収入及び支出においては、収入を252万7,000円減額し、支出を1億2,931万9,000円減額するものであります。

また、棚卸資産購入限度額を1,415万8,000円に改めるものであります。

議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億5,000万円と定めるほか、1件の継続費及び5件の債務負担行為の設定、さらに2件の地方債の借り入れ等を定めるものであります。

前年度と比較しますと2億円の増額、率にして1.3%の増であります。これは冒頭に述べましたとおり、国の緊急経済対策に対応する事業を組み込んだための増額であり、経常経費等につきましては、前年度と同水準に据え置き、健全財政の維持に努めておるところでございます。

歳出の主なものを述べますと、国の緊急経済対策に対応する事業として9億7,200万円を計上したほか、合併10周年記念事業費に200万円、道路新設改良事業に4億2,215万9,000円、公共下水道事業に4,963万8,000円、学校等施設維持管理適正化事業に3億6,159万3,000円、芝生緑化事業に3,655万5,000円、（仮称）大月運動公園整備事業に1億2,410万1,000円、指定管理者制度の導入に伴う委託費を1億2,331万4,000円計上しました。

一方、歳入の主なものは、市税で個人市民税、固定資産税等の増収予測から、前年度比3.1%増の63億1,210万9,000円を見込みました。

平成25年度が合併算定がえの最終年度となる地方交付税は、国の地方財政計画から、前年度比12.9%減の22億2,000万円、国庫・県支出金も地域の元気臨時交付金が確定前であることから、前年度比4.4%減の25億3,345万5,000円、市債については、適用期間が5年間延長されました合併特例債や臨時財政対策債の活用を図ったものの、前年度比6.4%減の11億3,000万円の見込みとなり、例年になく厳しい歳入予算となりました。

そのため、国の緊急経済対策事業への対応としては、公共施設整備基金から9億6,650万円を繰り入れることで所要の財源を確保しておりますが、国の予算が決定され次第、財源の組み替えを考えております。

次に継続費では、穂積北中学校整備事業として平成26年度まで2カ年の年割額を設定し、債務負担行為では、指定管理者制度導入に伴う案件等で5件を設定いたしました。

以上が概要であります。国が示した平成25年度の地方財政計画は、いわゆる15カ月予算の考え方に即して、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう財源を確保するとしたものの、地方公務員給与費の削減を押し出すなど、依然として財政措置が困難な状況に変わりはありません。

瑞穂市においては、新年度は税収が回復するも、地方交付税、国庫・県支出金が大幅に見込めない中、プライマリーバランス、いわゆる基礎的財政収支の黒字化を維持するなど、財政健

全化に努めつつ、所要の財源を確保するため、市債発行を抑制して、基金繰入金で対応した非常に厳しい予算編成となりましたが、これからも、さらに堅実で効率的な財政運営を図ってまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思うところでございます。

議案第27号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,985万2,000円とするものであり、前年度より2.4%の増加であります。

歳出の主なものは、保険給付費30億8,013万7,000円であり、前年度より1億963万8,000円の増であります。

また、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等は9億2,846万7,000円となり、前年度より1億1,526万8,000円の増額であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が12億5,242万2,000円で、前年度より3,854万6,000円の増額であります。これは加入者の増加によるものでございます。

医療給付費に対応する公費負担分として、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金は14億6,106万円であり、前年度より4,214万1,000円の増額であります。

また、一般会計からの繰入金は3億2,311万9,000円で、国民健康保険基金からの繰入金は6,654万4,000円であります。

議案第28号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,159万5,000円とするものであり、前年度より0.8%の増であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億4,841万7,000円であり、内訳は、保険料、事務費、保健事業費の負担金になります。

また、保健事業費においては、健康診査としてすこやか健診と人間ドック健診の助成に1,829万9,000円を計上いたしております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億8,231万7,000円であり、前年度より46万3,000円の増額であります。

議案第29号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,757万7,000円とするものであり、前年度より3.0%の増であります。

平成25年度の給食日数は、児童・生徒等6,981人の202日を見込んでおります。

議案第30号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,448万6,000円とするものであり、前年度より9.6%の増であります。

歳出の主なものは、施設管理費5,398万2,000円、管路施設工事等の公共下水道費992万8,000

円、公債費償還金 1 億1,522万2,000円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料5,563万3,000円、一般会計からの繰入金 1 億1,735万2,000円であります。

議案第31号でございます。平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,987万7,000円とするものであり、前年度より10.7%の増であります。

歳出の主なものは、業務委託費736万8,000円、公債費償還金1,091万2,000円であります。

歳入の主なものは、使用料705万4,000円、一般会計からの繰入金2,181万6,000円であります。

議案第32号平成25年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

業務の予定量を、給水戸数 1 万5,400戸、年間給水量457万100立米として積算をいたしました。

収益的収支及び支出においては、収入予定額を 4 億7,043万1,000円、支出予定額を 4 億5,006万7,000円と定め、資本的収入及び支出においては、資本的収入を6,370万9,000円、支出予定額を 3 億8,601万7,000円と定めるものであります。

なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額にて補填をするものであります。

最後になりましたが、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてであります。

道路法第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定によりまして13路線を認定し、 2 路線を廃止するものであります。

内訳につきましては、認定が道路改良事業で 2 路線、宅地開発に伴う管理引き継ぎで10路線及び企業進出に係る協力要請で 1 路線であり、廃止は、全て道路改良事業によるものであります。

以上、33件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時53分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第 1 号及び議案第 2 号を会議規則第37条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第1号及び議案第2号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第1号について（質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） これより日程第6、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） 会派改革、2番のくまがいさちこです。

私は、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦について質疑をさせていただきます。

お聞きしたい項目を申し上げます。

初めに、具体的なことを幾つか申し上げます。

人権擁護委員というのは、人権が守られる社会にするために、世界では擁護委員の設置というのは珍しいシステムだそうですが、任期が3年になっております。この議案だと、今までの方の任期が6月30日に満了になることから、増田行義氏を新たに推薦したい、議会は推薦をするということになるわけですが、この前任者が再任ができるという人権擁護委員法でなっておりますが、再任しないのはなぜか、これが1点でございます。

それから第2点としては、ホームページには、私がこれ質問したことでございまして、現在では人権擁護委員の氏名と電話番号がホームページに記載され、市民が相談をしたいときには連絡ができるようになっておりますが、この任期状況、何期から何期までであるということで結構でございます。つまり、再任される状況をちょっと知りたいと思います。

プロフィールをお聞きしたかったと思いますが、先ほど資料として出されましたので、これは結構でございます。

それから3番目でございますが、人権擁護委員の仕事というのは、調べますと、国民の基本的な人権が侵されることがないように、まず監視することが1つ。それから侵された場合は、その救済のための処置をとること、救済処置が2番目。それから3番目に、あわせて人権思想の普及高揚に努めることを使命とすると、これで人権擁護委員法ができたそうですが、相談件数、具体的には市の仕事内容は相談に応じることが多いと思うんですが、この相談件数は近年どれくらいあるかを教えてください。

以上、具体的なことを3つお聞きしたいと思います。

4点目が一番大きい問題だと思いますが、人権というのは本当に大切なことだと思うんです。

人権を侵害された人でなければ、またはしっかり人権に関する教育を受けた人でなければ、目に見えない空気のようなものとして人権というのはあるわけですから、知らず知らずのうちに人の人権を侵すこともあり、教育や経験がなければ侵されても気がつかないと、ひどい状態になってしまうと、そういうことも現実にはあると思います。

ですから、これはホームページには載るようになりましたが、周辺の市町がこの事業に関して人権啓発をどの程度掲載しているかをちょっと見てみました。

北方町では趣旨について非常にはっきり書いております。このように書いています、「人権は誰もが自然に有する権利です」。余り自然過ぎて、要するに自覚は余りしないんだと思います。「いわれのない不合理なことをされて人権が侵害されてお困りの方は御相談ください」となっております。

〔発言する者あり〕

- 2 番（くまがいさちこ君） 私語をやめていただけますか。

済みません、本来なら議長さんから申し上げるべきだと思いますけど。

ほかのまちは、大垣、羽島、本巣などは、「このような件についてお困りの方は人権に関する相談を受け付けます」とありまして、いじめ、不当な差別、家庭の悩み、これは男女共同参画に関するものかなと思いますが、離婚、相続など具体的なものが出ております。

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げますが、この問題は候補者の件についての質問と少し離れていきますので、増田さんという方の詳しいことをお聞きでしたら、また答弁できると思いますので、その辺を考えて質問してください、以上。

- 2 番（くまがいさちこ君） はい、考えてまいりました。

私たちは人権を守るためにふさわしい人を選ぶということを求められているわけです。この間も議会報告会がありましたが、どのような審議を経て人事案件をやっていますかと聞かれた場合、例えば人権擁護委員に相談したけれど、ちゃんと相談に応じてもらえなかったなんていうのがあった場合、私たちはこの人事案件をどのように審議しているか説明する説明責任を議会は負っていますので、少なくとも私は果たしたいと思って、人権を守ることに照らし合わせて選ぶわけですから、そのもとになる人権を市がどのように考え市民に説明するかの一番の土台をお聞きしているわけですので、御理解をいただきたいと思います。説明責任を果たすために質疑をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

- 福祉部長（宇野睦子君） 先ほどから人権問題について本当に詳しく御説明いただきまして、本来ならば私のほうからお話しすべきことであつたと思いますけれども、人権問題は、いわゆるいじめとか体罰の問題、それから女性に関する問題、障害者の問題、多々あると思います。

それから、社会的な国際的な問題等が複雑化している傾向でございます。

先ほど御質問が4点ほどあったと思いますので、まず1点目から御説明させていただきます。まず、なぜ再任しなかったかということでございますけれども、この議案の提案理由の中に武藤守氏の名前が入っておりますけれども、この方を再任しなかった理由としましては、岐阜地方法務局長から、平成元年9月4日付、リンヨウ第349号で各市町の首長宛てに、このような推薦に当たってこのようなことを配慮いただきたいということで通知が来ております。第1点目としては女性委員の拡大、それから2点目としては若年齢化の推進ということで、再任の委員候補については75歳未満の者ということで、そういうことで武藤さんもよく御存じで、武藤さんいわく、今回で終了となりますということで御本人のほうからもお話がされております。

それから相談件数でございますけれども、総合センターとか老人福祉センターで相談を行っていただいております。平成22年度においては8件、23年度においては6件、24年2月末現在でございますけど、3件ということで相談はございます。

それからホームページのことでございますけれども、やはり他市町のホームページの充実化というのは毎回議会で議題になってくるわけですが、御指摘いただいておりますので、これについては他市町のホームページを見させていただきまして、よりよいホームページになるよう私のほうも心がけていきたいと思っております。

それから、最後に任期でございますけれども、任期については、武藤さんが平成7年からやっておりますので6期、それからあと4期と3期と2期と1期の方が3名で、全部で7名の構成になっておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

- 議長（藤橋礼治君） よろしいかね。
- 2番（くまがいさちこ君） はい。
- 議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これより人権擁護委員の候補者に増田行義君を適任とする意見の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者の推薦について増田行義君を適任とすることに決定をいたしました。
-

議案第2号について（質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） これより日程第7、議案第2号もとす広域連合規約の変更についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

議案第2号もとす広域連合規約の変更について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
-

日程第39 発委第1号から日程第42 発委第4号までについて（提案説明）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第39、発委第1号瑞穂市議会基本条例の一部を改正する条例についてから日程第42、発委第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示についてまでを一括議題といたします。

委員会提出議案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 小川勝範君。

- 議会運営委員長（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会を代表して4議案を提出させていただきます。

発委第1号瑞穂市議会基本条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が公布されたことに伴い、本会議

における公聴会の開催及び参考人の招致に関する事項を新たに定めるため、瑞穂市議会基本条例の改正を求めるものでございます。

発委第2号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

同じく地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の選任方法、在任期間等に関する事項を新たに定めるため、瑞穂市議会委員会条例の改正を求めるものであります。

発委第3号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

こちらにつきましては、前の2つの議案に関連して、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致の手續等に関する事項を新たに定めるなど、瑞穂市議会会議規則の改正を求めるものでございます。

最後に4件目、発委第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示についてであります。

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条の規定に基づき交通事故の傷害による損害額の見直し、市営住宅の明け渡しに係る訴えの提起等及び市の債権管理手続に伴う訴えの提起の規定について整備するため改正を求めるものでございます。

以上、4件の提出議案について説明をいたしました。各議員の皆さん方にも御審議をよろしくをお願いをいたしまして、議会運営委員会を代表して提出議案の説明をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております議案のうち、発委第1号から発委第4号までを会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております発委第1号から発委第4号までは、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

発委第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより日程第39、発委第1号瑞穂市議会基本条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

- 2 番（くまがいさちこ君） 議席番号 2 番、改革のくまがいさちこです。

私は、発委第 1 号に関して質疑をいたします。

この第 1 号は瑞穂市議会基本条例の一部を改正する条例で、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する事項を新たに定めるためとなっております。

資料発委第 1 号によりますと、瑞穂市議会基本条例新旧対照表を読みますと、この第 5 条の 3、ちょっと読み上げます。議会は、委員会の運営に当たり、地方自治法、中略します、に規定する公聴会制度及び参考人の出頭制度を活用し、常に市民の意見を聞く機会を設けるとなっておりまして、この委員会のところに「本会議及び」がプラスされるわけです。

お聞きしますが、今まで市になってからで結構でございますが、この第 5 条の 3 の最後のところに常に市民の意見を聞く機会を設けるというのがある、常にというのがあることは改めて自覚しなければならないと今回思いました。市になってから、委員会しかできなかったわけですが、こういうふうに市民の意見を委員会で聞くと、そういうことはあったかどうかお聞きしたい。

そういうことが問題にならなくて一回もないというのと、呼んだほうがいいという意見があったけれども、呼ばなかったというのはまた区別されなければならないと思いますが、その辺も御説明をいただきたいと思います。

今後、この条例どおり、瑞穂市議会もやっていくというふうに議会改革をしなければならないことを皆様とともに確認したいために、この質疑をさせていただきます。以上です。

- 議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

- 議会運営委員長（小川勝範君） くまがい君も議会運営委員会におられますが、普通は委員の中におる者は、質問を多分しないのが本意でございます。先ほど言いましたように、私は議会運営委員会を代表して提出させていただきます。だけど、答弁はいたします。

先ほど、今までありましたかといいますと、一回もございません。そして、この発委第 1 号については、今までは委員会だけでしたが、今回はこういう本会議場でも公聴会、参考人を呼べるという規定でございますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

- 2 番（くまがいさちこ君） ちょっと答弁漏れがありましたので。

問題にならなくて一回も呼ばなかったのか、呼んだほうがいいと、意見が交わされたけれど、呼ばなかったのか、どちらですかということもお答えくださいと申し上げましたので、その点も補足いただきたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 議会運営委員長 小川勝範君。

- 議会運営委員長（小川勝範君）　そういう機会は一回もございませんでした。
- 議長（藤橋礼治君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第 1 号を採決します。

発委第 1 号瑞穂市議会基本条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君）　着席願います。起立全員です。したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

発委第 2 号について（質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君）　これより日程第40、発委第 2 号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第 2 号を採決します。

発委第 2 号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

発委第3号について（質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） これより日程第41、発委第3号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

発委第3号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

発委第4号について（質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） これより日程第42、発委第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第4号を採決します。

発委第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示について、本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

午後は1時30分から再開いたします。よろしくお願いします。

休憩 午後0時22分

再開 午後1時58分

- 議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。本日、市長から議案第34号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてと議案第35号和解及び損害賠償の額の決定についてが提出されました。これらを日程に追加し、議案第34号を追加日程第1として、議案第35号を追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号を追加日程第1として、議案第35号を追加日程第2として、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 議案第34号及び追加日程第2 議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議案第34号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてと追加日程第2、議案第35号和解及び損害賠償の額の決定についてを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） それでは、追加提案について御説明を申し上げます。

議案第34号でございます。瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、先ほどの議員提案のうち、瑞穂市議会基本条例の一部を改正する条例について及び瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についての2議案が議決されましたが、これらに関連する市条例の改正を行うものでござ

いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第35号和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

瑞穂市中宮地内の市道13 - 71号線にあいた、いわゆるくぼみが原因の車両損壊事故について、当事者と和解し、賠償額を定めることにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この市道13 - 71号線の道路管理が十分でなかったことにより、専決処分の報告もあわせ、続けて通行車両に損害を与えたことに対しまして、まことに申しわけなく、遺憾に感じておるところでございます。

いずれの事故も年末・年始にかけて発生しており、休日の道路管理が十分でなかったことにつきまして反省をいたしておるところでございます。今後、同様のことがないよう、厳しく指導してまいりたいと思っております。

以上、2件の追加提出議案につきまして御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、追加提案とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案第34号と議案第35号を会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第34号と議案第35号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第34号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

議案第34号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の

方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号和解及び損害賠償の額の決定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

議案第35号について質疑をいたします。

市道13-71号線で年末に続けて3件あったわけで、議案としては1つだけ出ておりますが、この額の決定について教えていただきたいんですが、御説明によると市道の整備不備ということになるんですが、この額の決定は、どうしてこの3割ですかね、というふうになるのか、その根拠をちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

- 議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。
- 総務部長（早瀬俊一君） 今回の議案につきましては、車の前のタイヤ、それから後ろのタイヤ、前後1本ずつということで2本でございます。報告させてもらった中には、タイヤ1本だけの部分、それから今度はそのショックアブソーバーというか、バランス等の調整の悪いやつもありますので、この議案につきましては、一応アルミホイールとタイヤ、それからそれに関するバランス等を直すということでございます。

そして、今回は日にちが少しずれていますけれども、状態は1メートルほどの穴が、順番にアスファルトがとれていますし、現場の状況から見ますと、スピードを出しておると、やっぱりその穴に入ってしまうと、スピードを落としてみえれば、多分穴に気づいたと。

どちらにしても、私どもの穴があいていたことは間違いなくと思いますけど、ですのでばらついたと。なかなかおかしいなと思っても、主要道路ですのでとまっておりますということもなかなかないでしょうし、現実にはこの3名の方がということでございます。ですので、通常であれば避けられる場合もあるということで、どの程度の割合かということで、保険会社のほうが今回の状況を見ておおむね3割ということですので、3つの方ともなかなか十分了解を得られなかった、沿えなかった方もありますけれども、一応同じようにということでお願いをしました。

以上、お願いします。

- 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

議案第35号和解及び損害賠償の額の決定について、本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第43 議員派遣について

- 議長（藤橋礼治君） 日程第43、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第162条の規定により提出しております。

内容については2件ございます。

まず1件目は、平成25年4月18日に東海市議会議長会の主催による議長会議及び講演・情報交換会が愛知県岡崎市で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

続きまして2件目は、平成25年5月30日に中濃十市議会議長会の主催による議長会及び講演・情報交換会が羽島市で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

以上の2件につきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容の変更が生じた場合は、議長に一任をお願いします。

お諮りします。本日の会議は、これにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、まことにありがとうございました。

延会 午後 2 時10分

